

住宅に関する固定資産税の減額措置について

1. 新築された住宅についての減額

	新築住宅	新築された認定長期優良住宅
減額要件	【居住割合の要件】 居住部分の割合が全体の床面積の1/2以上 【床面積の要件】 50㎡(一戸建以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下	
減額内容	居住部分の床面積が120㎡までの部分を1/2に減額されます。 (120㎡を超える部分は減額されません。)	
減額期間	一般の住宅	
	新築後3年間	新築後5年間
	3階建以上の中高層耐火住宅	
	新築後5年間	新築後7年間

2. 改修工事を行った住宅についての減額

耐震改修工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事を行うと、当該家屋の固定資産税について減額を受けられる場合があります。詳しいことは税務課資産税係へお問い合わせください。

工事の種類	工事の内容	対象となる住宅	減額される額
耐震改修工事	現行の耐震基準に適合する30万円以上の耐震改修工事	昭和57年1月1日以前から所在する住宅 【床面積120㎡まで】	固定資産税額の1/2 ①平成22年1月から平成24年12月 末までの改修・・・2年間 ②平成25年1月から平成27年12月 末までの改修・・・1年間
バリアフリー改修工事	バリアフリー改修工事で自己負担が30万円以上の工事(廊下の拡幅、トイレ改修など)	平成19年1月1日以前から所在する住宅 【床面積100㎡まで】	固定資産税額の1/3
省エネ改修工事	工事金額30万円以上の省エネ改修工事(窓の改修工事(必須)、その他断熱工事など)	平成20年1月1日以前から所在する住宅 【床面積120㎡まで】	固定資産税額の1/3